

事 務 連 絡  
平成19年 2 月 5 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について  
(フィリピン産アスパラガス及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号（最終改正：平成18年12月25日付け食安輸発第1225001号）に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、フィリピン産生鮮グリーンアスパラガスにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願ひします。

記

1 対象食品  
フィリピン産アスパラガス及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目  
残留農薬

(違反事例)

1. 品 名：生鮮グリーンアスパラガス
2. 生産国：フィリピン
3. 検査結果：ジフェノコナゾール 0.03ppm（基準値：0.02ppm）
4. 検 疫 所：成田空港検疫所（届出受付番号：第21013980060号1欄）
5. 輸 入 者：株式会社チキータ・ユニフルーティー・ジャパン